

# 特別養護老人ホーム「さしまの家」

## 利用料金表（めやす）のご案内（加算含む）

(R6.8 改定)

【 従来型多床室 1割負担 】

地域区分: 10.14円

区分	利用者負担段階	基本サービス単位数	看護体制加算 I	日常生活継続支援加算 I	夜勤職員配置加算 I	1日当たりの単位小計	介護職員等処遇改善加算 (14.0%)	1日当たり単位合計 (A)	1日の利用料 (円)	1日当たりの居住費	1日当たりの食費	1日当たりの利用料合計 (めやす)	31日の利用料 (めやす)
要介護1 (16,765単位)	第1段階	589	4	36	22	651	91	742	752	0	300	1,052	○
	第2段階									430	390	1,572	○
	第3段階①									430	650	1,832	○
	第3段階②									430	1,360	2,542	○
	第4段階									915	1,650	3,317	○
要介護2 (19,705単位)	第1段階	659	4	36	22	721	101	822	833	0	300	1,133	○
	第2段階									430	390	1,653	○
	第3段階①									430	650	1,913	○
	第3段階②									430	1,360	2,623	○
	第4段階									915	1,650	3,398	○
要介護3 (27,048単位)	第1段階	732	4	36	22	794	111	905	917	0	300	1,217	37,727
	第2段階									430	390	1,737	53,847
	第3段階①									430	650	1,997	61,907
	第3段階②									430	1,360	2,707	83,917
	第4段階									915	1,650	3,482	107,942
要介護4 (30,938単位)	第1段階	802	4	36	22	864	121	985	998	0	300	1,298	40,238
	第2段階									430	390	1,818	56,358
	第3段階①									430	650	2,078	64,418
	第3段階②									430	1,360	2,788	86,428
	第4段階									915	1,650	3,563	110,453
要介護5 (36,217単位)	第1段階	871	4	36	22	933	131	1064	1,078	0	300	1,378	42,718
	第2段階									430	390	1,898	58,838
	第3段階①									430	650	2,158	66,898
	第3段階②									430	1,360	2,868	88,908
	第4段階									915	1,650	3,643	112,933

- 印については、支給限度額を超えた部分は全額負担になります。
- 2割負担、3割負担の場合は、居住費・食費を除く介護サービス部分がそれぞれ2倍、3倍になります。
- 利用者負担段階が第1段階～第3段階に該当される方は、居住費・食費の負担が軽減されています。

※ 算定が見込まれる加算（地域区分 10.14が乗されます。）

加算	単位数	算定要件
日常生活継続支援加算 I	36/日	重度の要介護者や認知症者の積極的な受け入れや、質の高いサービスを提供した場合
看護体制加算 I 2	4/日	常勤看護職員が1人以上配置入居定員が51人以上
〃 II 2	8/日	看護職員が基準配置数+1人以上24時間連絡体制を確保
看取り介護加算 II	72/日	死亡日以前31日以上45日以下
	144/日	死亡日以前4日以上30日以下
	780/日	死亡日以前2日又は3日
	1,580/日	死亡日
口腔衛生管理加算 II	110/月	歯科医師の指示のもと入所者の口腔ケアを月2回以上行うなどその情報等を厚労省に提出
療養食加算	6/回	管理栄養士又は栄養士によって管理されている施設で療養食を提供した時3回/日
初期加算	30/日	入所日から30日以内の期間入院後の再入居も同様
外泊時費用	246/日	入院や外泊をしている間、体制を確保している場合
若年性認知症入所者受入加算	120/日	特性やニーズに応じたサービスの提供
配置医師緊急時対応加算	325/回	配置医師の通常の勤務時間外に診察を受けた場合（早朝・夜間及び深夜を除く）
	650/回	早朝、夜間に医師の診察を受けた場合
	1300/回	深夜に医師の診察を受けた場合
協力医療機関連携加算	100単位/月	協力医療機関との間で、当該入居者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催
退所時情報提供加算	250単位/回	入居者の入院時に、医療機関に対して当該入居者の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供
高齢者施設等感染対策向上加算 (I)	10単位/月	第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保
高齢者施設等感染対策向上加算 (II)	5単位/月	医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受ける
新興感染症等施設療養費	240単位/日	新興感染症に感染した入居者に対し、介護サービスを行った場合。連続する5日を限度として算定
生産性向上推進体制加算 (I)	100単位/月	生産性向上推進体制加算 (II)に加え見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること
生産性向上推進体制加算 (II)	10単位/月	生産性の向上に資する取組の促進を図り、委員会の開催や業務改善を継続的に行っていること
認知症チームケア推進加算 (I)	150単位/月	認知症チームケア推進加算 (II)に加え、個別に認知症の評価を計画的に行い、チームケアを実施
認知症チームケア推進加算 (II)	120単位/月	認知症の者の占める割合が2分の1以上。認知症の行動・心理 症状に対応するチームを組んでいる
科学的介護推進体制加算 II	50/月	利用者毎の状況等に係わる情報を厚労省に提出、
排せつ支援加算 I	10/月	入居者の排泄に介護を要する原因を分析し計画書を作成。それに基づき支援を継続して実施した場合。
介護職員等処遇改善加算	所定単位数の14.0%	介護職員等の処遇の改善および職場環境の改善、経験技能のある介護職員を一定割合以上配置していること。
夜勤職員配置加算 I 1	22/日	夜勤介護職員・看護職員数が、最低基準を一人以上上回っている場合

▶ 加算の算定は、職員の配置等により変更になる場合があります。

# 特別養護老人ホーム「さしまの家」

## 利用料金表（めやす）のご案内（加算含む）

(R6.8 改定)

【 ユニット型個室 1割負担 】

地域区分:10.14円

区分	利用者負担段階	基本サービス単位数	看護体制加算Ⅰ	日常生活継続支援加算Ⅱ	夜勤職員配置加算Ⅱ	1日当たりの単位小計	介護職員等処遇改善加算(14.0%)	1日当たり単位合計(A)	1日の利用料(円)	1日当たりの居住費	1日当たりの食費	1日当たりの利用料合計(めやす)	31日の利用料(めやす)
要介護1 (16,765単位)	第1段階	670	4	46	27	747	105	852	863	880	300	2,043	○
	第2段階									880	390	2,133	○
	第3段階①									1,370	650	2,883	○
	第3段階②									1,370	1,360	3,593	○
	第4段階									2,720	1,650	5,233	○
要介護2 (19,705単位)	第1段階	740	4	46	27	817	114	931	944	880	300	2,124	○
	第2段階									880	390	2,214	○
	第3段階①									1,370	650	2,964	○
	第3段階②									1,370	1,360	3,674	○
	第4段階									2,720	1,650	5,314	○
要介護3 (27,048単位)	第1段階	815	4	46	27	892	125	1017	1,031	880	300	2,211	68,541
	第2段階									880	390	2,301	71,331
	第3段階①									1,370	650	3,051	94,581
	第3段階②									1,370	1,360	3,761	116,591
	第4段階									2,720	1,650	5,401	167,431
要介護4 (30,938単位)	第1段階	886	4	46	27	963	135	1098	1,113	880	300	2,293	71,083
	第2段階									880	390	2,383	73,873
	第3段階①									1,370	650	3,133	97,123
	第3段階②									1,370	1,360	3,843	119,133
	第4段階									2,720	1,650	5,483	169,973
要介護5 (36,217単位)	第1段階	955	4	46	27	1032	144	1176	1,192	880	300	2,372	73,532
	第2段階									880	390	2,462	76,322
	第3段階①									1,370	650	3,212	99,572
	第3段階②									1,370	1,360	3,922	121,582
	第4段階									2,720	1,650	5,562	172,422

- 印については、支給限度額を超えた部分は全額負担になります。
- 2割負担、3割負担の場合は、居住費・食費を除く介護サービス部分がそれぞれ2倍、3倍になります。
- 利用者負担段階が第1段階～第3段階に該当される方は、居住費・食費の負担が軽減されています。

※ 算定が見込まれる加算（地域区分 10.14が乗されます。）

加算	単位数	算定要件
日常生活継続支援加算Ⅱ	46/日	重度の要介護者や認知症者の積極的な受け入れや、質の高いサービスを提供した場合
看護体制加算Ⅰ 2	4/日	常勤看護職員が1人以上配置入居定員が51人以上
Ⅱ 2	8/日	看護職員が基準配置数+1人以上24時間連絡体制を確保
看取り介護加算Ⅱ	72/日	看護師等との連携や指針の整備など看取りの体制を整え、実際に看取りを行なった場合
	144/日	死亡日以前31日以上45日以下
	780/日	死亡日以前4日以上30日以下
	1,580/日	死亡日以前2日又は3日
死亡日	死亡日	
口腔衛生管理加算Ⅱ	110/月	歯科医師の指示のもと入所者の口腔ケアを月2回以上行うなどその情報を厚労省に提出
療養食加算	6/回	管理栄養士又は栄養士によって管理されている施設で療養食を提供した時3回/日
初期加算	30/日	入所日から30日以内の期間入院後の再入居も同様
外泊時費用	246/日	入院や外泊をしている間、体制を確保している場合
若年性認知症入所者受入加算	120/日	特性やニーズに応じたサービスの提供
配置医師緊急時対応加算	325/回	配置医師の通常の勤務時間外に診察を受けた場合（早朝・夜間及び深夜を除く）
	650/回	早朝、夜間に医師の診察を受けた場合
	1300/回	深夜に医師の診察を受けた場合
協力医療機関連携加算	100単位/月	協力医療機関との間で、当該入居者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催
退所時情報提供加算	250単位/回	入居者の入院時に、医療機関に対して当該入居者の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10単位/月	第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5単位/月	医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受ける
新興感染症等施設療養費	240単位/日	新興感染症に感染した入居者に対し、介護サービスを行った場合。連続する5日を限度として算定
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100単位/月	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)に加え見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位/月	生産性の向上に資する取組の促進を図り、委員会の開催や業務改善を継続的に行っていること
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150単位/月	認知症チームケア推進加算(Ⅱ)に加え、個別に認知症の評価を計画的に行い、チームケアを実施
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120単位/月	認知症の者の占める割合が2分の1以上。認知症の行動・心理 症状に対応するチームを組んでいる
科学的介護推進体制加算Ⅱ	50/月	利用者毎の状況等に係わる情報を厚労省に提出、
排せつ支援加算Ⅰ	10/月	入居者の排泄に介護を要する原因を分析し計画書を作成。それに基づき支援を継続して実施した場合。
介護職員等処遇改善加算	所定単位数の14.0%	介護職員等の処遇の改善および職場環境の改善、経験技能のある介護職員を一定割合以上配置していること。
夜勤職員配置加算Ⅱ 1	27/日	夜勤介護職員・看護職員数が、最低基準を一人以上上回っている場合

▶ 加算の算定は、職員の配置等により変更になる場合があります。

特別養護老人ホーム「さしまの家」  
ショート 利用料金表(めやす)のご案内 (加算含む)

(R6.8 改定)

【 1割負担 】

地域区分 : 10.17円

区分	利用者負担段階	基本サービス単位数	サービス提供体制加算	夜勤職員配置加算Ⅱ	1日当たり単位小計	介護職員等処遇改善加算(14.0%)	1日当たり単位合計(A)	1日の利用料(円)	1日当たりの居住費	1日当たりの食費	1日当たりの利用料合計(めやす)	30日の利用料(めやす)	31日目は自費
要支援1 (5,032単位)	第1段階	529	22	18	569	80	649	660	880	300	1,840	○	○
	第2段階								880	600	2,140	○	○
	第3段階①								1,370	1000	3,030	○	○
	第3段階②								1,370	1300	3,330	○	○
	第4段階								2,720	1,650	5,030	○	○
要支援2 (10,531単位)	第1段階	656	22	18	696	97	793	806	880	300	1,986	○	○
	第2段階								880	600	2,286	○	○
	第3段階①								1,370	1000	3,176	○	○
	第3段階②								1,370	1300	3,476	○	○
	第4段階								2,720	1,650	5,176	○	○
要介護1 (16,765単位)	第1段階	704	22	18	744	104	848	862	880	300	2,042	○	○
	第2段階								880	600	2,342	○	○
	第3段階①								1,370	1000	3,232	○	○
	第3段階②								1,370	1300	3,532	○	○
	第4段階								2,720	1,650	5,232	○	○
要介護2 (19,705単位)	第1段階	772	22	18	812	114	926	941	880	300	2,121	○	○
	第2段階								880	600	2,421	○	○
	第3段階①								1,370	1000	3,311	○	○
	第3段階②								1,370	1300	3,611	○	○
	第4段階								2,720	1,650	5,311	○	○
要介護3 (27,048単位)	第1段階	847	22	18	887	124	1011	1,028	880	300	2,208	66,240	14,306
	第2段階								880	600	2,508	75,240	
	第3段階①								1,370	1000	3,398	101,940	
	第3段階②								1,370	1300	3,698	110,940	
	第4段階								2,720	1,650	5,398	161,940	
要介護4 (30,938単位)	第1段階	918	22	18	958	134	1,092	1,110	880	300	2,290	68,700	15,129
	第2段階								880	600	2,590	77,700	
	第3段階①								1,370	1000	3,480	104,400	
	第3段階②								1,370	1300	3,780	113,400	
	第4段階								2,720	1,650	5,480	164,400	
要介護5 (36,217単位)	第1段階	987	22	18	1,027	144	1,171	1,190	880	300	2,370	71,100	15,933
	第2段階								880	600	2,670	80,100	
	第3段階①								1,370	1000	3,560	106,800	
	第3段階②								1,370	1300	3,860	115,800	
	第4段階								2,720	1,650	5,560	166,800	

- ▶ 食費については、実際の食事提供回数により請求額が変わります。
- ▶ ○印については、区分支給限度額を超えた部分は全額負担になります。(31日利用すると20万円以上)
- ▶ 2割負担、3割負担の場合は、滞在費・食費を除く介護サービス部分がそれぞれ2倍、3倍になります。
- ▶ 施設で送迎する場合は片道184単位の送迎加算が算定されます。
- ▶ 31日から60日まで長期利用された場合1日当たり-30単位の長期利用者提供減算が算定されます。
- ▶ 61日以上利用された場合は、特養の入居者と同じ単位数になります。(重要事項説明書参照)
- ▶ 要支援の方が31日以上利用された場合は、要支援1 503単位、要支援2 623単位となります。
- ※ 利用者負担段階が第1段階～第3段階に該当される方は、滞在費・食費の負担が軽減されています。

- ※ その他実費としてご負担いただく日常生活費
  - ・追加食 行事食: 変動制の実費(季節ごとに提供) おやつ代: 60円/1日(週2回)
  - ・トロミ剤使用料 100円/日
  - ・持ち込みの電気用品(テレビ・電気毛布等)の電気料 20円/日
  - ・テレビレンタル料 100円/日
  - ・クラブ・教養・娯楽(行事イベント)等の参加費
  - ・その他、重要事項説明書に記載されているサービスを行なった場合は実費

利用者負担段階 第1段階: 非課税、老齢福祉年金受給又は生活保護を受給(貯金1000万円以下(夫婦で2000万以下))  
第3段階①: 非課税、所得額及び年金収入80万円以上120万円以下(貯金550万円以下(夫婦で1550万以下))

第2段階: 非課税、所得額及び年金収入80万円以下(貯金650万円以下(夫婦で1650万以下))  
第3段階②: 非課税、所得額及び年金収入120万円以上(貯金500万円以下(夫婦で1500万以下))